

第 15 採択地区教科用図書採択協議会傍聴人規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 15 採択地区教科用図書採択協議会（以下「採択協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定数)

第 2 条 傍聴人の定数は、10 名とする。

(傍聴の許可)

第 3 条 採択協議会の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で氏名、住所その他会長の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、会長の許可を受けなければならない。なお、受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を締め切るものとする。

(傍聴できない場合)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許されない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不適切と認める者

(禁止行為)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 写真撮影、録画、録音を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場)

第 6 条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。